

- ▶ 従来の計画降雨を超える、いわゆる「ゲリラ豪雨」に対し、住民が安心して暮らせるよう、関係分野の行政機関が役割分担し、住民(団体)や民間企業等の参画のもと、住宅地や市街地の浸水被害を軽減を図るために実施する取組を定めた計画を「100mm/h安心プラン」とする。
- ▶ 策定主体は市町村および河川管理者、下水道管理者等とし、水管理・国土保全局長において登録を行う。
- ▶ 登録した地域について、流域貯留浸透事業の交付要件を緩和することにより、計画的な流域治水対策の推進を図る。

●対象地域

河川事業および下水道事業が実施されている**住宅地や市街地の浸水被害を軽減**を図る地域

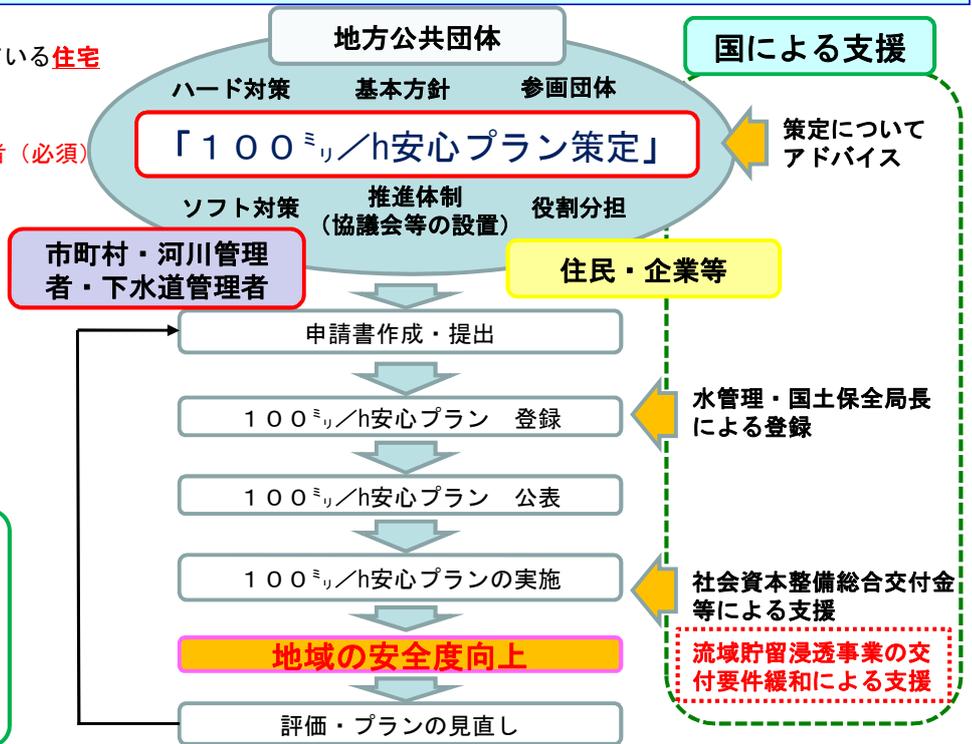
●計画策定主体

市町村および河川管理者、下水道管理者(必須)
住民(団体)や民間企業等(任意)



期待される効果

- 河川や下水道等の連携により一層の効果的な整備が可能
- 登録、公表等により一層の整備推進等が見込まれる
- 住民等の参加により、地域の防災への意識が高まる



100mm/h安心プランの登録要件

- ▶ 100mm/h安心プラン実施要綱において対象地域や、登録等について定め、平成25年4月1日から施行するものとする。
- ▶ 市町村等の計画策定主体が策定した100mm/h安心プランについて、実施要綱に定める登録の要件を満たすことを国土交通省において確認の上、登録する。登録された100mm/h安心プランは、当該市町村のホームページ等において公表するものとする。

実施要綱

●登録要件(ポイント)

1. 計画降雨を超える**局地的大雨を対象**とするもの
2. 行政機関(河川管理者・下水道管理者等)が役割分担し、住民(団体)や民間企業等の参画のもと、**住宅地や市街地の浸水被害を軽減する取組(ソフト対策含む)**を実施するもの
3. **浸水被害軽減のための集中的な対応等**に重点を置くもの

●100mm/h安心プランに定める内容

- (1) 基本方針
 - ・被害状況、対象とする降雨
- (2) 計画策定のための体制に関する事項
 - ・参画団体等、推進体制
- (3) 目的を達成するために実施する内容
 - ・河川・下水道の整備による浸水対策
 - ・分散型貯留浸透施設等による流域対策
 - ・危険情報周知の対策
 - ・水防活動強化の取組
 - ・住民(団体)、民間企業等における水害対策への取組
- (4) 計画期間(概ね5~10年とする)
- (5) その他必要な事項

100mm/h安心プラン申請書	
100mm/h安心プラン 概要書(案)	
体系	〇〇〇〇
関係部署	〇〇〇〇
計画策定主体	〇〇〇〇
事業期間	平成〇〇年度~平成〇〇年度(予定)
基本方針	
<small>○浸水被害の危険性が高い地域を集中的に整備 ○河川整備により、流域貯留浸透事業を推進 ○既、関係団体、住民が参加し連携</small>	
計画期間を超える局地的豪雨の発生状況	
平成・年・月・日、集中豪雨、最大降雨量〇〇mm、最大時間雨量〇〇mm	
浸水被害〇〇ha、床上浸水〇〇戸、床下浸水〇〇戸	
平成・年・月・日、集中豪雨、最大降雨量〇〇mm、最大時間雨量〇〇mm	
浸水被害〇〇ha、床上浸水〇〇戸、床下浸水〇〇戸	
伊原	
<署名>	

国土交通省において
内容確認

- ・必要性
 - ・事業の効果
 - ・関係者の役割分担
 - ・実現可能性
- 等

登録(水管理・国土保全局長)
公表(策定主体)



流域の概要

○～市街地は過去から多くの浸水被害に見舞われ、近年、平成18年7月の洪水でも床上19戸、床下358戸の浸水被害
 ○近年の局地的豪雨の顕在化、甚大な水害の多発
 ○○県での時間雨量50mm以上の発生回数は、
 ・最近(H17～H21)の5ヶ年での平均発生回数は約8回
 ・過去(S51～H16)の平均発生回数は約3回 → 約2.5倍、
 ○市街地の拡大により、流出量が増大 → 浸水危険度が増大

・流域内人口 58,000人(S45) → 74,300人(H20) 約1.3倍
 ・河川整備状況(計画1/50) : 現況 約1/2
 ・下水道整備率(雨水:計画50mm): 現況17%
 ・観光客数 287万人(S46) → 458万人(H20)

	雨量(mm)		浸水被害状況等		
	日	時間	面積(ha)	床上(戸)	床下(戸)
平成7年7月	118.0	58.0	46.0	11	77
平成17年7月	80.0	30.0	0.4	4	30
平成18年7月	171.0	58.0	5.5	20	395



頻発する局地的豪雨により早急な治水対策が急務

- ・○○城等の伝統美観保存 区域、△川遊覧、県庁や市役所等 → 環境、景観、観光や街づくりへの配慮した治水対策の検討
- ・流域の市街化が進み、流出量が増大

総合的な治水対策について、有識者、行政、地元からなる
 ○○市街地治水対策検討委員会で検討

○○市街地治水対策検討委員会(H22.3.8～)

組織	部 局
学識経験者	○○大学工学部○○学科教授
県 関 係	土木部河川課・下水道課
	○○土木事務所
市 関 係	消防防災課
	土木課(河川・道路) 下水道課
民間企業	○○地区商店組合
住民(団体)	○○地区自治会

- 河川・下水道整備における相互連携検討
- 流域対策の物理的な効果の検討、評価
(ため池、民間駐車場等の活用、透水性舗装、雨水浸透枡等)
- 総合的な治水対策について、様々な視点で検討・評価
⇒「治水計画[案]」の検討し、提言(予定)

今後の取組

- 提言を受け、流域分担計画、河川整備計画を策定
- 流域対策の個別施設等の整備に向けた関係機関との具体的協議を開始
- ソフト対策を含めた被害軽減対策の実施に向けた検討

局地的大雨による浸水被害軽減に向けた支援内容

参考

(1) 流出抑制対策(ハード対策)への支援

- ・貯留・浸透施設等の整備支援(100mm/h安心プランに登録された地域は、流域貯留浸透事業の交付要件が一部緩和)
【防災・安全交付金(流域貯留浸透事業・効果促進事業※)】

(2) 住民避難行動(ソフト対策)等への支援

- ・局地的大雨等に対し、関係機関等と一体となった被害軽減策(緊急浸水対策計画)の策定支援
- ・防災訓練、浸水標識設置等、住民の避難行動に資する整備への支援
- ・行政と一体となった個人や民間企業等による総合雨水対策等(事例: 雨水貯留タンク、浸透ます等の設置)への整備支援
【防災・安全交付金(効果促進事業※)】

(3) その他支援(民間支援/税制上の特例処置)

- ・雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度(所得税・法人税)
- ・特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る特別処置(固定資産税)

※効果促進事業は、社会資本総合整備計画の目標を実現するため、基幹事業と一体なってその効果を一層高めるために必要な事業等

公共

- 公共施設等での貯留浸透施設整備 (学校貯留の実施事例)



春日部高校(埼玉)

(貯留時)



(出典: 埼玉県パンフレット「雨水貯留対策」)

- 既存の溜池や池沼の改良(周囲堤の嵩上げ)



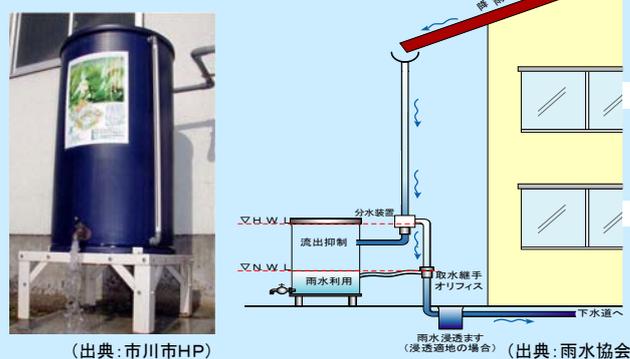
(出典: 愛知県)

民間

- 個人住宅敷地内への貯留浸透施設設置 <雨水浸透ます設置イメージ>



<雨水貯留タンク設置例>



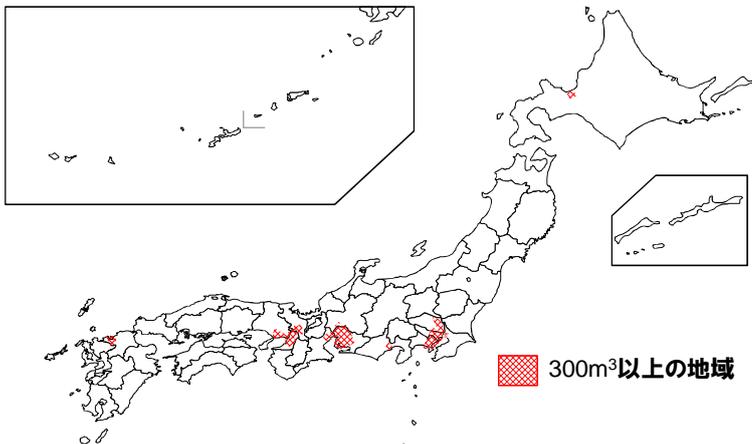
流域貯留浸透事業制度の改正について (H25~)

- 100(mm/h)安心プランに登録された地域において流域貯留浸透事業の交付対象となる貯留・浸透施設の容量を現行の500m³以上から300m³以上に拡充。
- 100(mm/h)安心プランの策定の推進および流域貯留浸透対策の推進を図る。

【現行で交付対象となる貯留・浸透施設の規模】

(1) 300m³以上の地域

- ① 総合治水対策特定河川の流域(全国17河川)
- ② 三大都市圏の既成市街地及び近郊整備地帯等における人口密度が4000人/km²以上の府県庁所在地
- ③ 人口密度が4000人/km²以上の指定都市(東京特別区を含む)



(2) 500m³以上の地域

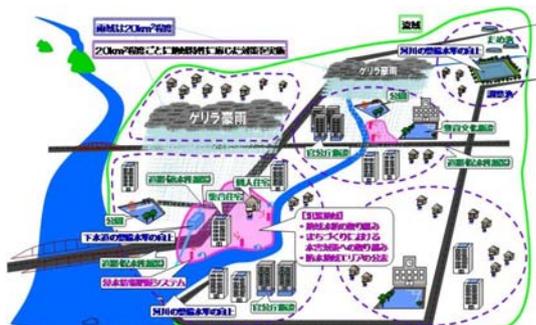
- (1) ①~③を除く全ての地域

【改正】

(1) 300m³以上の地域

- ① 総合治水対策特定河川の流域(全国17河川)
- ② 三大都市圏の既成市街地及び近郊整備地帯等における人口密度が4000人/km²以上の府県庁所在地
- ③ 人口密度が4000人/km²以上の指定都市(東京特別区を含む)

④ 100(mm/h)安心プランに登録された地域 (※ただし、合計500m³以上とする事業に限る)



(2) 500m³以上の地域

- (1) ①~④を除く全ての地域

<雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却制度>

雨水貯留浸透利用施設 に対する税制特例制度を、ご活用下さい

雨水の有効利用

局地的大雨
(ゲリラ豪雨)対策

取得、新築した施設・設備について**割増償却**ができます

- ◆ 雨水貯留浸透利用施設を新築、新築されたものを取得した場合、**5年間、普通償却限度額の10%の割増償却**ができます。

※特定都市河川浸水被害対策法第9条に規定する雨水浸透阻害行為に係る対策工事により建築、設置されるものを除く

- ◆ 雨水貯留浸透利用施設とは

- ・雨水を貯留する施設
- ・雨水を有効利用するための施設
- ・雨水を地中に浸透する施設

- ◆ 雨水貯留浸透利用施設を設置することによって

- ・河川などへ流出する雨水が一時的に抑制され、洪水などの水害防止につながります。
- ・貯留した雨水を、植木の散水、トイレ洗浄水、洗車、防災用水等に用いることで、雨水を有効利用できます。



適用対象となる地域、施設・設備の要件

対象地域

- ・三大都市圏、人口30万人以上の市、特定都市河川流域

雨水貯留利用施設

- ・雨水の貯留容量が300立方メートル以上の貯留施設
(特定都市河川流域内においては100立方メートル以上の貯留施設)
- ・雨水の利用のために併せて設置される滅菌装置及びふる過装置

浸透性舗装

- ・5,000平方メートル以上の浸透性舗装

※材料は、アスファルト又はブロックで、日本工業規格A5371に定める透水試験の透水係数が毎秒百分の1cm以上のもの



対象となる地域

- 次の地域は、**貯留容量300立方メートル以上の貯留施設及び5,000平方メートル以上の浸透性舗装**が対象です

- ・三大都市圏
首都圏整備法に規定する既成市街地及び近郊整備地域
近畿圏整備法に規定する既成都市区域及び近郊整備地帯
中部圏開発整備法に規定する都市整備区域

- ・人口30万人以上の市(最近の国勢調査の結果による)

- 次の地域は、**貯留容量100立方メートル以上の貯留施設及び5,000平方メートル以上の浸透性舗装**が対象です

特定都市河川浸水被害対策法第2条第2項で指定する特定都市河川流域(平成25年4月現在)

- ・鶴見川(東京都、神奈川県)
- ・新川(愛知県)
- ・猿渡川(愛知県)
- ・巴川(静岡県)
- ・境川(愛知県)
- ・寝屋川(大阪府)

事務手続

- 割増償却には、次の書類が必要です

- ・施設・設備に関する確認済証及び検査済証の写し
- ・当該構築物の建築基準法第2条第12号に規定する設計図書の写し
- ・浸透性舗装の場合は、工事用の図面、仕様書、材料が財務省令で規定する材料であることを明らかにする書類
※財務省令で規定する材料は、アスファルト又はブロックで、日本工業規格A5371に定める透水試験その他これに類する試験方法により測定した場合の透水係数が毎秒100分の1cm以上のものとする。

※詳細は、税務署に確認して下さい

国土交通省 水管理・国土保全局 治水課

〈お問い合わせ先〉 usuzaisei@milit.go.jp

- **雨水貯留浸透施設の償却資産部分の課税標準の特例について**

～固定資産税が軽減されます～

【要件】

特定都市河川浸水被害対策法に基づく対策工事として設置される**雨水貯留浸透施設**

【対象地域】

特定都市河川流域 (特定都市河川浸水被害対策法に基づき指定)

- ・鶴見川(東京都、神奈川県)

町田市・稲城市・横浜市・川崎市

- ・新川(愛知県)

名古屋市・一宮市・春日井市・犬山市・江南市・小牧市・稲沢市・岩倉市・清須市・北名古屋市・あま市・豊山町・

大口町・扶桑町・大治町

- ・境川・猿渡川(愛知県)

名古屋市・刈谷市・豊田市・安城市・東海市・大府市・知立市・豊明市・日進市・みよし市・東郷町・東浦町

- ・巴川(静岡県)

静岡市

- ・寝屋川(大阪府)

大阪市・守口市・枚方市・八尾市・寝屋川市・大東市・柏原市・門真市・東大阪市・四条畷市・交野市・藤井寺市

【軽減率】

固定資産税(償却資産)の課税標準について、1/2～5/6の範囲で、市町村の条例で定める割合

※軽減率については、市役所・町役場までお問い合わせ下さい。

